

# 文京区補助金等チェックシート

所属 子ども家庭部幼児保育課

## 1 補助金の名称等

1年度調査

補助金の名称	東京都単独型一時預かり事業保護者負担軽減補助金								
根拠規定等	文京区東京都単独型一時預かり事業保護者負担軽減補助金交付要綱								
創設年月	令和	1	年	10	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月	
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	05民生費	04児童福祉費	01保育園費	10認可外保育施設利用事業補助	01認可外保育施設利用事業補助				
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

## 2 補助金の概要

補助目的	東京都単独型一時預かり事業(以下「都単独事業」という。)を利用している児童の保護者に対してその利用料の一部を補助することにより、保護者の負担軽減を図り、もって区民の子育て支援及び児童福祉の増進に資することを目的とする。								
補助事業等の内容	支援法第30条の4第1項第2号又は第3号のいずれかに該当する園児の保護者であって、子ども・子育て支援法施行令第15条の6を差引いた額を補助する。 幼稚園利用者:11,300円を上限、それ以外:37,000円を上限								
補助対象経費の内容	都単独事業に関する保育料								
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他								
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 補助事業等の内容に合致する保護者								
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率〔補助率〕 <input type="checkbox"/> 定額〔補助額〕								
	<input type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 単位〕 <input checked="" type="checkbox"/> その他								
	[その他の場合は具体的に記入] 幼稚園利用者:11,300円を上限、それ以外:37,000円を上限 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入] 一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金交付要綱に基づき設定								
公募の状況	都単独事業実施園を通じて申請案内を周知している。								
実績報告書時における 使途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他〔事業実施に要した金額がわかる資料〕								
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	1/4	国	都	3/4	補助対象者
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由						

3 補助金の交付の適否に関する基準〔○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	幼児教育・保育の振興と充実は社会情勢や区民ニーズに適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	幼児教育・保育の振興と充実は区の政策に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	幼児教育・保育の振興と充実のため、区として補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	幼児教育・保育無償化(以下「無初化」という。)に対する選択肢を狭め、保護者の経済的負担となる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	都単独事業実施施設に事業内容を周知するとともに、公募を行っている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	要件適合性を判定の上、交付している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	国の規定上、都単独事業を無償化対象施設とすることは難しく、利用する保護者の経済的負担を軽減させるには最も効果的である。
	補助金の交付による効果が認められるか	○	補助金の交付により、保護者の経済的負担が軽減される。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	補助金の交付により、保護者の経済的負担軽減として効果が認められる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	補助対象者は補助事業等内容に合致する保護者に限定される。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

4 交付実績

(件、千円)

項目	1年度(予算)			
交付(見込み)件数	0			
決算(予算)額	0			
国庫支出金	0			
都支出金	0			
その他	0			
一般財源	0			
1年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

現在、交付申請等実績はないが、今後事業ニーズが発生した場合は適切に予算化していく必要がある。